

大阪 IR カジノ「説明会」なるもの

7月28日14時、大阪府市から令和5年度「大阪IR(統合型リゾート)説明会」(第1回)開催が広報された。

国土交通大臣の認定を受けた「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(区域整備計画)について、府民・市民の皆さまに理解を深めていただけるように、8月17日午後6時30分から8時15分まで、大阪産業創造館で開催するという。内容はIR推進局職員による区域整備計画の説明、質疑応答。定員は100名で事前申込、先着順となっている。

この「IR説明会」なるものは、国が大阪IR計画を認定した際の条件に関わるものではないかと思った。国土交通大臣は認定にあたって、区域整備法第9条13項に基づき付す7つの条件を提示した。

条件の5番目に「地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること」と記されている。国の審査委員会報告書の次のような指摘を受けたものだ。

「大阪府・市による地域住民への対面での説明の場を設けるといった能動的な理解促進のための取組の計画が乏しいように見受けられる。このため、地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る必要がある。(中略)一方の情報発信にとどまらず、IR事業に否定的な人々も含む地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る取組を求める。」

今回の説明会なるものが、こうした国が示した条件と関係があるのか、それにしては従来のような一方の情報発信ではないのかを確かめるため、昨日31日IR推進局企画グループに電話した。説明会の担当者が席をはずしているというので、電話をかけ直したが、10数分のやりとりで、次のようなことが分かった。

これまでも毎年、IRについて府民向けの「セミナー」を実施してきた。外部講師による講演が中心であったが、今年度はIR推進局職員による区域整備計画の説明と質疑に内容を変更した。8月17日が第1回であり、全体で8回実施する予定である。双方の対話の場になるよう求めたが、質疑の時間を多くするとのことであった。

写真は昨年1月7日午後大阪産業創造館で開催された「IR説明会」。IR推進局によるダラダラした説明のあと、質問の時間となったが、ずっと手を挙げ続けたが指名されなかった。時間がきたと一方的に閉会となり、会場が騒然とした。「双方向の対話の場」などではなかった。こんな説明会なるものを繰り返さないことを強く訴えたい。



(2023年8月1日)